

統制局と会員の行動

③ どのように統制され、どのように行動すれば

統制局と会員各局の行動

統制局

横須賀市役所アマチュア無線局(JH1YLF)局を統制局とし、協議会の行う非常通信の全般を統括します(運用基準第4条)

初動時

- 非常通信の開始の宣言を行い、運用周波数、電波の型式の周知を行います
- 必要地域への移動運用等の指示を行います

会員

統制局の指示に基づき、各行政センター等、必要な場所で移動運用を行います(運用基準第5条)
各行政センターには無線設備がありますが、余裕があればハンディー機を持参してください

※医療救護関連での移動運用は関係機関と協議の上別途連絡します

④ 行政センターについたら

行政センターでの活動(無線局の開設)

本庁の統制局(R-2)には常設
各行政センターにはアンテナ機材・専用BOXに他必要物品、非常用電源の位置を確認後、設営します。



保管ケース、アンテナ、伸縮ポールを確認します



保管ケース



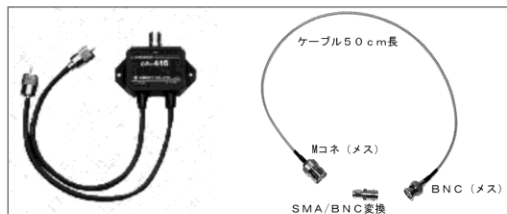
リグ(TM-D700)をセット



アンテナ設営は安全第一

ケース内保管物は装備品リストでチェックしてください。

リグ、電源、電源ケーブル、同軸ケーブル(長×2、短)
工具、デュプレクサ、ハンディトランシーバ接続部品、他



ハンディトランシーバ接続部品
(適宜使用)

持参のハンディトランシーバで
交信できるよう、デュプレクサと
M型⇔BNC変換ケーブル、
SMA⇔BNC変換コネクタが
保管ケース内に準備されています。

協議会用帽子があります。
活動中は着用してください。



近隣の行政センターについたら、当協議会の会員であることを市職員に告げ、指示に従ってください。
協議会用帽子がありますので活動中は着用してください。
役員は腕章、ベスト、帽子、(状況に応じてヘルメット)を着用し出向きます。